

新長崎幼稚園建設に伴う基本・実施設計業務委託に係る公募型プロポーザル説明書

1 事業の目的

長崎幼稚園は、昭和41（1966）年に建設され、既に59年が経過し、老朽化が進んでいるため、建て替えが必要な状況である。

本事業は、中央保育所及び伊良林保育所を長崎幼稚園に集約するにあたり、現長崎幼稚園を解体した上で新長崎幼稚園（幼保連携型認定こども園）を同敷地に新築することを目的とする。

2 業務の概要

- (1) 業務名 新長崎幼稚園建設に伴う基本・実施設計業務委託
- (2) 業務内容 建築設計業務委託特記仕様書（以下「仕様書」という。）による
- (3) 履行期間 契約締結日から令和10年2月29日（火）まで
- (4) 履行場所 長崎市魚の町1番16号
- (5) 業務委託契約予定価格の上限 51,429,000円（消費税相当額を含む。）
- (6) 業務実施上の条件 公告の「2 提案資格」による
- (7) 成果品 仕様書による
- (8) その他

ア 本手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限る。

イ 提出期限までに参加表明書が到達しなかった場合及び提案者として提案資格を確認された旨の通知を受けなかった場合は、提案書を提出できない。

ウ 参加表明書及び提案書の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。

エ 提出された参加表明書及び提案書は、返却しない。

オ 提出された参加表明書及び提案書は、提案資格の確認及び受託者の特定以外に提案者に無断で使用しない。ただし、長崎市情報公開条例（平成13年長崎市条例第28号）に基づき、開示することがある。

カ 提出期限後における参加表明書及び提案書の差替え及び再提出は認めない。また、提案書に記載した配置予定の従事者は、特段の事情がない限り変更することができない。

キ 次の場合は、以後の提案資格を喪失し、参加表明書及び提案書を無効とする。

（ア） 提出された書類が提出期限、提出先、提出方法に適合しない場合

（イ） 提出された書類に記載すべき事項の全部が記載されていない場合

（ウ） 公告の「2 提案資格」に示す提案資格を満たさないこととなった場合

（エ） 提出された書類に虚偽の内容が記載されている場合

（オ） 公告の「9 受託者の決定」(3)に示す委員と接触があった場合

ク 成果物に関する権利は、受託者固有の知識及び技術を除き、全て本市に帰属する。

ケ 受託者は、本業務を実施する場合においては、担当課と密接に打合せを行うなど、相互の信頼関係を維持し、かつ、守秘義務を遵守しなければならない。また、契約終了後においても、知り得た情報を一切漏洩してはならない。

コ 参加表明者は、提案書の提出期限の前日までは提案を辞退することができる。この場合において、当該参加表明者は、その旨を記載した書面を「12 担当課（事務局）」に届け出なければならない。

3 公募型プロポーザルの主な手続き概要（予定）

内容	期間及び期限等	概要
説明書等の交付	公告日 から 令和8年7月14日（火）午後5時30分まで	長崎市ホームページよりダウンロード
説明書等に対する質問提出	公告日 から 令和8年6月8日（月）午後5時30分まで	長崎市ホームページよりダウンロードし、電子メールで「12 担当課（事務局）」へ送信し、併せて電話連絡をすること
参加表明書の提出	令和8年6月8日（月）午後5時30分まで	長崎市ホームページよりダウンロードし、「12 担当課（事務局）」へ持参又は郵送・電子メールで送信すること
質問に対する回答	令和8年6月22日（月）午後5時30分まで	「12 担当課（事務局）」より直接電子メールで回答（内容により、適宜回答する場合があります）
提案書の提出	令和8年7月15日（水）午後5時30分まで	提案書の提出要請を受けた者は、「7 提案書の提出要領」により「12 担当課（事務局）」へ持参又は郵送・電子メールで送信すること
ヒアリング実施日	令和8年7月28日（火）	原則、対面形式で実施
受託者の決定	令和8年8月4日（火）	「12 担当課（事務局）」より決定・非決定を通知
見積書提出	令和8年9月17日（木）午後5時30分まで	
契約締結予定日	令和8年9月28日（月）	

4 参加表明の手続き

(1) 提出書類

ア プロポーザル参加表明書（第1号様式）※紙提出

イ 担当者連絡先（様式ア）

ウ 配置予定者調書（様式エ）

- ・公告の「2 提案資格」(11)で配置を求める管理技術者及び主任担当技術者を含む配置予定技術者全てについて、それぞれ1枚作成すること。

- ・公告の「2 提案資格」(11)で配置を求める技術者の資格を証明するもの（一級建築士免許証明書等、参加表明者と直接的かつ恒常的な雇用関係を証明するもの）の写しを添付すること。

エ 業務実施体制（様式カ）

- ・「予定技術者名」のあとには会社名を記述すること。

オ 公告の「2 提案資格」(10)を証明する書類（建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の3に規定する一級建築士事務所の登録を有していることを証明する書類）

(2) 提出期限

令和8年6月8日（月）午後5時30分必着

(3) 提出方法

本手続に参加しようとする者は、(1)に示す書類を作成し、以下の方法により提出すること。

- ア (1)提出書類のアについては、押印のうえ、紙を「12 担当課（事務局）」の場所に持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。）その他宅配の方法（郵便法（昭和22年法律第165号）第4条第2項及び民間企業者による信書の送付に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第1項に規定する信書の送達ができる方法に限る。）により提出すること。電子メール及びファクシミリによる提出は受け付けない。
- イ (1)提出書類のイ～オについては、データ（PDF形式）を電子メールにより送信すること。

5 参加資格の通知及び提案書の提出要請の通知

参加表明書を提出した者について、公募型プロポーザル参加資格確認通知書（第2号様式）により参加資格の有無を通知するとともに、プロポーザル参加要請書（第3号様式）により提案書の提出を要請する。

なお、提案資格が認められなかった者に対しては、選定しなかった旨及び選定しなかった理由を公募型プロポーザル参加資格確認通知書（第2号様式）により通知するものとする。

通知予定日：令和8年6月12日（金）

6 説明書等に対する質問

(1) 説明書等に対する質問

説明書等に対する質問は、質問書（様式シ）に記載のうえ、電子メールにより、「12 担当課（事務局）」あてに送信し、その旨を電話により連絡すること。

なお、提出書類に関する記入方法など事務手続きに関するものを除き、電話等による照会には応じないので留意すること。

(2) 説明書等に対する質問書の提出期限

令和8年6月8日（月）午後5時30分必着

(3) 質問に対する回答

令和8年6月22日（月）午後5時30分までに質問を取りまとめ、質問回答書（様式ス）により提案資格を満たす者すべてに直接電子メールで回答する。ただし、質問内容等を考慮した結果、直ちに回答した方が良いと思われるものについては適宜回答する。

7 提案書の提出

プロポーザルは、設計者の選定を目的に実施するものであり、計画案を選定するものではないため、契約後の設計業務は、必ずしも提案書の内容に沿った設計が行われるものではない。

(1) 提出書類及び内容に関する留意事項

書類番号	提出書類等の名称	備考	作成要領
1	提案書	<ul style="list-style-type: none"> ・第4号様式 ・1部提出 ・押印のうえ、紙で持参又は郵送により提出すること。 	—
2	配置予定者調査書	<ul style="list-style-type: none"> ・様式エ ・1部提出 ・データで提出すること。 	<p>ア 管理技術者及び主任担当技術者を含む配置予定技術者全てについて、それぞれ1枚作成すること。（協力会社の技術者を配置する場合も、それぞれ作成すること。）</p> <p>イ 資格を証明するものの写しを添付すること。</p>

3	業務実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・様式カ ・1部提出 ・データで提出すること。 	<p>ア 主任担当技術者及び担当技術者は、想定される業務分野ごとに記載すること。</p>
4	予定技術者の過去における同種又は類似業務実績	<ul style="list-style-type: none"> ・様式ク ・1部提出 ・データで提出すること。 	<p>ア 管理技術者及び主任担当技術者についてそれぞれ作成すること。（2件以上ある場合は件名ごとにそれぞれ作成すること。）</p> <p>イ 同種又は類似業務の内容を証明するもの（契約書等の書類）の写しを添付すること。（図面の添付は不要。）</p> <p>ウ 同種又は類似の業務実績の内容については、公告の9(2)「評価基準」による。</p>
5	業務実施方針及び技術提案	<ul style="list-style-type: none"> ・様式自由 ・A3版2枚以内 ・会社名等記載ありを1部、記載なしを1部の計2部提出 ・データで提出すること。 	<p>ア 「新たな長崎幼稚園建設に係る基本方針」を踏まえた業務実施方針（実施手順、工事中の安全等）について記載すること。特に以下の項目については、必ず記載すること。</p> <p>①業務の進め方</p> <p>②コストコントロール等の考え方</p> <p>③建替えのプロセスに関する提案</p> <p>イ 「新たな長崎幼稚園建設に係る基本方針」を踏まえた技術提案について具体的に記載すること。</p> <p>①安全で安心して快適に生活することができる認定こども園づくりに対する施設設計の考え方</p> <p>②幼児教育・保育環境の向上のための認定こども園づくりに対する施設設計の考え方</p> <p>③地域の拠点としての認定こども園づくりに対する施設設計の考え方</p> <p>④環境等に配慮する観点における認定こども園づくりに対する施設設計の考え方</p> <p>⑤こどもや保育士等にとってより良い環境となるような施設のゾーニング等に対する考え方</p> <p>※ その他の提案があれば記入しても良い</p> <p>ウ なお、ア～イに記載の項目全部が記載されていない場合は、提案資格を喪失し、参加表明書及び提案書を無効とする。</p> <p>エ 業務実施方針及び技術提案の詳細な内容については、公告の9(2)「評価基準」による。</p>
6	参考見積	<ul style="list-style-type: none"> ・様式自由 ・A4版1枚以内 ・会社名等記載ありを1部、記載なしを1部の計2部提出 ・データで提出すること。 	<p>ア 提案書に記載する内容を踏まえ、本業務に係る参考見積りを提出すること。ただし、その取扱いは積算の際の参考及び提案書を特定するための評価項目として用いることとし、その際の評価の着目点は公告の9(2)「評価基準」による。</p> <p>イ 見積りは国土交通省告示第8号の設計料の算定方法に基づくものとし、令和8年度設計業務委託等技術者単価により算定すること。なお、見積りは次の項目ごとに費用を明確にすること。</p> <p>(ア) 一般業務</p> <p>(イ) 追加業務（詳細は仕様書による）</p>

(2) その他書類作成上の注意事項

- ア 作成する書類の文字サイズは全て10ポイント以上とする。ただし、視覚的表現内の文字サイズはこの限りではない。(文字や記号が識別できるようにする。)
- イ 提出書類(書類番号1～6)は、提出書類等の名称を記載した見出し及びページ番号を付けて提出すること。
- ウ 提案にあたっては、別途示す仕様書に基づき提案することとするが、仕様書に記載のない内容であっても、本業務を実施するにあたって有益であると考えられる内容については、提案を妨げない。
- エ 提案は、文書での表現を原則とし、基本的考え方を簡潔に記述すること。
- オ 視覚的表現については、文章を補完するために必要最小限の範囲においてのみ認めるが、具体的な建物の設計又はこれに類する表現、詳細・細部の書き込みや、簡易でない表現をしてはならない。(表現の許容範囲については、国土交通省の示す表現例(平成30年4月2日付「技術提案における視覚的表現の取扱いについて」)を参照)
- カ 技術提案の評価にあたっては、文章により表現された内容を評価することが基本であり、文章を補完するイメージ図等の視覚的表現については、見栄えや精度で差をつけて評価することはない。
- キ 説明文の補足と認められない視覚的表現又はその部分(例えば、イメージ図での表現があるがそれに対応する説明文がない場合)は、評価対象とならない。

(3) 提出部数

- ア 書類番号1～4については、各1部提出すること。
- イ 書類番号5、6については、会社名等記載ありを1部と、会社名等記載なし(具体的な社名(組織名)、技術者名、ロゴ、所在地、過去に設計した建築物の名称、過去に受注した設計業務の名称等、提出者を特定できるような内容は記載しない。)を1部の計2部提出すること。

(4) 提出期限

令和8年7月15日(水)午後5時30分必着

(5) 提出方法

- ア 書類番号1については、押印のうえ、紙を「12 担当課(事務局)」の場所に持参又は郵送(配達証明付き書留郵便に限る。)その他宅配の方法(郵便法(昭和22年法律第165号)第4条第2項及び民間企業者による信書の送付に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第1項に規定する信書の送達ができる方法に限る。)により提出すること。電子メール及びファクシミリによる提出は受け付けない。
- イ 書類番号2～6については、データ(PDF形式)を電子メールによって「12 担当課(事務局)」あてに送信すること。

8 ヒアリング(提案書の提出者による説明及び質疑応答)の実施

提出された提案書について、提案者から説明を受けるためヒアリングを行う。

(1) 実施方法

原則、対面によるヒアリングとする。

(詳細については、別途、ヒアリング予定表(様式セ)にて通知する。)

(2) 実施予定日

令和8年7月28日(火)

(3) 持ち時間

説明20分以内+質疑応答10分程度 計30分程度

(4) 出席者

管理技術者は必ず出席するものとする。

(5) その他

ア ヒアリングに必要な機材（パソコン等）は提案者で用意すること。

イ 説明は事前に提出された提案書に沿って行うこととし、資料の追加は認めない。ただし、提案書で使用したイメージ図等の視覚的表現のみを用いた説明は可とする。

ウ 他の提案者のヒアリングを傍聴することはできない。

9 受託者の決定・非決定に関する事項

市長は、特定審査委員会からの報告に基づき、受託候補者を決定した上で、決定及び非決定結果を、ヒアリングに参加したすべての者に対し、令和8年8月4日（火）（予定）に通知する。

なお、通知後に、受託候補者に決定した者を長崎市のホームページで公表する。

10 受託候補者特定のための基準

受託候補者を特定するための基準は、公告の9(2)の「評価基準」のとおりとする。

11 契約書の作成の要否

要

12 担当課（事務局）

〒850-8685

長崎市魚の町4-1 長崎市役所2階

長崎市こども部幼児課

電話 095-829-1142

電子メールアドレス yoji@city.nagasaki.lg.jp

13 提供資料

- (1) 新たな長崎幼稚園建設に係る基本方針
- (2) 建築設計業務委託特記仕様書
- (3) 関連工事等に係る想定スケジュール
- (4) 案内図、既存配置図

14 その他

履行場所の土質調査の結果は、受託候補者（契約者）あて、令和9年2月中（予定）に提供する。